

※ 次の内容は、令和2年2月6日（木）に行った日本給食サービス協会、農林水産省・国税庁関係者との意見交換会においてやり取りされた内容について、要点をまとめたもの。

1 消費税は「取引課税」、適用税率の判断は取引ごとに行うこと

消費税の適用税率は、取引ごとに判断することとなります。「売り手」が自らの取引の適用税率を判断する際、「買い手」の用途や「買い手」がその後に行う取引における適用税率は、影響しません。

（事例1）

- 給食事業者である当社は、取引先（例えば、有料老人ホームの設置事業者）との間で給食調理委託契約を締結し、同契約に基づき、取引先が設置する有料老人ホームの入居者に対して提供される食事の調理を行っています。
- 当社としては、同契約に基づく取引は「役務の提供」であり、標準税率（10%）が適用されると考えています。
- 他方、取引先から「入居者に対する食事は軽減税率（8%）の適用対象であることから、同契約に基づく取引についても同じように軽減税率が適用されるべきだ」との申し出がありました。

Q. 当社と取引先との間での給食調理委託契約による取引について、適用税率をどのように考えればよいでしょうか。

A. 同契約は、給食事業者が取引先に対し、入居者に対する食事の調理をするという「役務の提供」を行うことを内容としたものです。

したがって、同契約に基づく給食事業者と取引先との取引に対しては、標準税率が適用されることとなります（取引先と入居者との取引に対する適用税率の影響は受けません。）。

※（留意事項）

上記の場合のほか、例えば、病院との間での給食調理委託契約の場合、病院は入院患者に対して病院食を消費税「非課税」で提供することもあります。その場合であっても、同契約に基づく取引の適用税率の判断に影響を及ぼすものではありません。

2 「売り手」は自らがいかなる取引を行っているのか、よく考えること

「売り手」は、自らの取引について、誰に対して、どのような取引を行っているか考えることが重要です。そして、その整理（誰に対する、どのような取引か）に基づき、適正な適用税率を判断する必要があります。

（事例2）

○ 給食事業者である当社は、取引先からの注文に応じ、弁当を製造し、その取引先に製造した弁当を納品しています。

Q. 当社と取引先との間の取引について適用税率をどのように考えればよいでしょうか。

A. 給食事業者と取引先との間の取引が「飲食料品の譲渡」に該当するの否かにより、適用税率が異なることとなります。

具体的には、同取引が「飲食料品の譲渡」に該当するのであれば軽減税率が適用され、それ以外（例えば「役務の提供」）に該当するのであれば標準税率が適用されます。

※（留意事項）

この事例のような、注文を受けて製造する「弁当」（飲食料品）を納品する取引については、契約の内容や取引の実態を踏まえ、適用税率を判断する必要があります。

例えば、納品前の「弁当」の所有権がどちらにあるのか、「弁当」を製造するための食材等がどのように調達されているのか、等の個々の状況を踏まえ判断する必要があります。

その上で、この事例において、例えば「『弁当』を製造するための全ての食材等について取引先（注文者）から無償で提供を受けている」というような場合などにおいては、標準税率が適用されることとなります。

（事例3）

○ 給食事業者である当社は、取引先からの依頼に応じ、その取引先がイベントで使用する飲食料品の調達を代わりに行き、その飲食料品を取引先に納品しました。

Q. 当社と取引先との間の取引に係る適用税率はどのように考えればよいでしょうか。

A. 給食事業者と取引先との間の取引において、給食事業者が取引先から「代行調達」の手数料等の支払いを別途受けるような場合には、その手数料等は、「役務の提供」の対価であることから、標準税率が適用されます。

また、給食事業者が、調達先から飲食料品を仕入れ、それを取引先に販売することで代金を受け取るような場合には、その代金は「飲食料品の譲渡」の対価であることから、軽減税率が適用されます。

※（留意事項）

上記の場合のほか、例えば、取引先からの依頼に基づき、給食事業者が飲食料品をイベント会場でお客さま（イベント来場者等）に販売するような場合には、同会場に「飲食設備」が設けられているのであれば、その販売時点で意思確認を行うなどして、適正な適用税率を判断することとなります。